

## 府中市貸付奨学資金申込みのしおり

府中市教育委員会

令和8年4月に、学校教育法第1条に規定する高等学校、高等専門学校、特別支援学校の高等部、専修学校（高等課程・専門課程）、短期大学又は大学に在学し、成績良好、心身ともに健全で経済的理由により修学が困難な方に、次の要領で奨学資金をお貸しします。

## 1 奨学生の資格

貸付奨学金を申込みできる方は、次のすべての要件を備えていることが必要です。

- (1) 保護者（父母又はこれに代わる方）が市内に引き続き6か月以上居住していること。
- (2) 健康状態、学力及び人物が良好であること。
- (3) 高等学校、高等専門学校、特別支援学校の高等部、専修学校（高等課程・専門課程）、短期大学又は大学に在学していること（進学予定の方も申込みできます）。
- (4) 保護者（父母又はこれに代わる方）の令和7年分の所得金額が、生活保護法による需要額の2倍以下であること（4頁「所得制限のめやす」をご参照ください）。
- (5) **連帯保証人（一定の職業を持ち、独立の生計を営む父母以外の60歳未満の方（申請年度3月末日時点）で、原則として都内在住の方）1名の保証が得られること。**（申込時には必要ありませんが、貸付決定時までには決定しておいてください。なお、償還開始時にも再度提出が必要です）
- (6) 府中市奨学資金給付条例による奨学資金の給付を受けていないこと。

※ 対象となる専修学校（高等課程・専門課程）の学科は、学校教育法に規定される専修学校の学科で、修業年限が2年以上であり、職業に必要な技術の修得を目的とし、かつ、入学・卒業の時期が明確に定められているものです（詳細は当委員会へお問い合わせください）。

※ 応募者多数の場合は、選考となります。

## 2 貸付額

区	分	奨学金（月額）
高等学校、高等専門学校、特別支援学校の高等部又は専修学校（高等課程）	国公立	11,000円
	私立	17,000円
短期大学又は専修学校（専門課程）		21,000円
大 学		30,000円

## 3 貸付期間・貸付期日

- (1) 貸付期間

奨学生の在学する学校の正規の修業年限中です。

- (2) 貸付期日

4月（初年度は5月）、7月、10月及び1月の下旬に、各3か月分をまとめて本人の口座に振り込みます。

## 4 申込期間

**令和8年3月16日（月）から3月24日（火）**（土・日曜日、祝日を除く）午前8時半～午後5時

## 5 申込手続

次の(1)から(5)までの書類を、市役所おもや3階の教育部教育総務課へ持参（原則として奨学生本人も来庁）してください。（郵送による受付はしていません）

### (1) 府中市奨学資金貸付申込書

\* 「6 申込書記入上の注意」（3頁）をよく読んで記入してください。

### (2) 府中市奨学生推薦調書

太枠の内側(推薦調書の一番下)のみを記入し、次の要領で作成を依頼してください。

\* 高等学校等に進学する方は、卒業(見込み)の中学校に作成を依頼してください。

\* 既に高等学校等に在学している方は、在学中の学校に作成を依頼してください。

\* 短大、大学等に進学する方は、卒業見込みもしくは既に卒業した高等学校等に作成を依頼してください。

\* すでに短大、大学等に在学している方は、卒業した高等学校等で推薦調書の作成を依頼し、短大、大学等の成績証明書もあわせて添付してください。

\* 推薦調書等の入った封筒は、開封すると無効となりますので注意してください。

### (3) 住民票全部の写し

\* 世帯員全員(続柄含む)が載っているもの。

\* 申込み期間中(令和8年3月16日～3月24日)に発行されたもの。

\* 個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの。

### (4) 保護者(父母又はこれに代わる方)の令和7年分の所得を証明する書類

各人ごとに1通必要です(ただし、被扶養者かつ所得が0円の方は省略できます)。

\* 給与所得者は、令和7年分給与所得源泉徴収票。(写しで可)

\* 給与所得者以外の方は、令和7年分所得税の確定申告書(控用)の写し。(電子申告の場合は受付日時と受付番号が印字されているもの。電子申告以外の場合は税務署への提出日がわかるものを添付。)

\* 生活保護を受けている方は、生活保護受給証明書。貸付が内定した場合は、生活保護担当者との情報共有に係る同意書をご提出いただきます。

\* 上記のいずれの書類もない場合は、令和7年分の市民税の申告書受付書の写し。(文書收受印および申告内容の記載があるもの)

なお、市民税申告書受付書の所得等の記入は、申告者自身が行う必要があります。所得等の記入がない市民税申告書受付書は、本奨学金では効力がありません。

\* 課税(非課税)証明書や所得証明書では対応できません。(申請時点では令和7年分の証明書が発行できないため)

### (5) 賃貸住宅にお住まいの方は、令和7年1月～12月の家賃を証明する書類(契約書等)の写し

\* 証明書類が提出できない場合は、持家基準での審査となりますのでご注意ください。

※ 提出書類に不備がある場合は受付できません。また、提出された書類は、お返しいたしません。

※ ご兄弟で申込みされる場合は、それぞれの方につき申込書類が必要です。住民票の写しについては、同時申込で原本が確認できる場合に限り、一部コピーも可とします。

## 6 申込書記入上の注意

申込書は選考上大切な資料です。記入の際は記入例を参考に、次のことに注意し、太枠の内側だけを記入してください。

[本人] 欄は、本人の在学する（卒業した）学校名、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。在学中の方は学年（令和7年度）を記入してください。

すでに卒業した方は「（卒業）」の部分に○印をつけてください。

[保護者] 欄は、保護者の住所、氏名（フリガナ）、携帯電話番号、電話番号を記入してください。住所は、団地名、部屋番号まで記入してください。

[貸付対象学校] 欄は、今年4月に進学しようとする、又は在学中の学校名等について記入してください。修業年限と学年（令和8年度）を忘れずに記入してください。

[世帯の状況] 欄は、同一世帯で扶養されている方全員を記入してください。

[年齢] 欄は、令和8年3月31日現在で記入してください。

[職業・学校名（学年）] 欄は、次のとおり記入してください。

\* 本人については、最後に卒業した学校（現に高校生等の場合は中学校、短大生・大学生等の場合は高校）名等を記入してください。現在、中学3年生の場合は、記入する必要はありません。

\* 本人以外で在学中または、進学予定の方については、学校名と学年（令和7年度と令和8年度）を記入してください。

[年間所得金額] 欄は、令和7年分の保護者の所得について、それぞれ次のとおり記入してください。

\* 給与所得のみの方は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」。

\* 給与所得以外の収入の方は、所得税の確定申告書の所得金額の「合計」。

\* 山林所得又は退職所得がある場合は、上記の金額に合算してください。

[生活保護] と [住宅] 欄は、それぞれ該当する番号に○印をつけてください。

[前年の家賃] 欄は、賃貸住宅の場合、令和7年1月から12月の家賃（年額）を記入してください。共益費等は含みません。

[申込理由] 欄は、奨学資金の貸付を希望する理由を記入してください。

[本人の住所・電話] 欄は、本人が寮に入るなどして、入学後は保護者と別に住む場合にのみ記入してください。

## 7 採用内定の時期と通知方法

奨学生の内定は4月中旬までに行います。結果は、申込者全員に通知します。採用内定の通知を受けた奨学生は、指定期日までに次の書類を教育部教育総務課に提出してください。書類の提出により採用決定となります。

(1) 貸付奨学生誓約書

(2) 連帯保証人の①印鑑登録証明書②勤務証明書③令和7年分の所得がわかるもの（連帯保証人が得られない場合は貸付できません。）

(3) 在学証明書

(4) 奨学資金（貸付金）口座振替承諾書・委任状

(5) 奨学生本人の本人確認書類

## 8 奨学資金の償還

奨学資金は卒業後6か月を経た後、貸付額により最長10年以内に年賦、半年賦又は月賦で償還していただきます（無利子）。償還開始時、勤務先や収入に関する書類（源泉徴収票等）の提出をお願いする場合があります。

## 【令和8年度府中市貸付奨学金／所得制限のめやす】

世帯人員	家族構成例	所得制限額（学費控除あり） （給与所得控除後の金額と比較）	
		持家	借家
2人	父（又は母） （41～59歳以下同じ） 子（15～17歳）	持家	3,040,900円
		借家①	3,760,900円
		借家②	4,716,100円
3人	父、母 子（15～17歳）	持家	3,801,040円
		借家①	4,521,040円
		借家②	5,476,240円
4人	父、母 子（18～19歳） 子（15～17歳）	持家	4,493,960円
		借家①	5,213,960円
		借家②	6,169,160円
5人	父、母 子（20～40歳） 子（18～19歳） 子（15～17歳）	持家	5,107,740円
		借家①	5,827,740円
		借家②	6,782,940円
6人	父、母 子（18～19歳） 子（15～17歳） 子（12～14歳） 祖父・祖母（70歳以上）	持家	6,173,180円
		借家①	6,803,180円
		借家②	7,848,380円

(注)次のとおり学費控除があります。

令和8年度において、家族に高校生や大学生がいる場合、1名につき次の区分による額を加えた額が、所得制限となります。（本人を含む）

高校生等 237,600円 短大生等 754,714円

大学生 1,071,600円

### 【留意事項】

- 上記の表は、申込みのめやすです。
- 令和7年分の保護者の所得（父母の合算額）と比較します（源泉徴収票の場合は「給与所得控除後の金額」、所得税の確定申告書の場合は所得金額の「合計」と比較します）。※現在の所得が令和7年と比べ著しく低くなる場合はご相談ください。
- 借家①…家賃が月々3万円の場合の所得制限です。  
借家②…家賃が月々69,800円以上の場合の所得制限額です。
- 学費控除の説明中、高校生等には専修学校生（高等課程）、高等専門学校生及び特別支援学校の高等部生を、短大生等には専修学校生（専門課程）を含みます。

（問い合わせ先）府中市教育委員会教育部教育総務課学校庶務係  
電話042-335-4428